

重要事項説明書(居宅介護支援事業)

あなたに対する居宅介護支援事業の提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	社会福祉法人恩賜財団済生会支部山口県済生会
主たる事務所の所在地	山口県山口市緑町2番11号
法人種別	社会福祉法人
代表者名	支部長 津江 和成
電話番号	083-924-6338

介護保険法令に基づき 下関市長から指定を受けている 事業所名称(指定番号)	各事業所につき介護保険法令に基づき下関市長から 指定を受けている居宅サービスの種類
済生会貴船福祉ケアセンター	
特別養護老人ホーム貴船園 (下関市 3570102198号)	ユニット型指定介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム貴船園 (下関市 3570102198号)	ユニット型短期入所生活介護事業(介護予防事業) 定員 20名
貴船園居宅介護支援事業所 (下関市 3570102602号)	居宅介護支援事業
貴船園ヘルパーステーション (下関市 3570102578号)	訪問介護事業(介護予防事業)
貴船園デイサービスセンター (下関市 3590109066号)	地域密着型通所介護事業(介護予防事業) 定員 18名

2. 利用事業所

ご利用事業所の名称	済生会貴船福祉ケアセンター 貴船園居宅介護支援事業所
指定番号	下関市 3570102602号
所在地	山口県下関市貴船町三丁目4番1号
電話番号	083-223-0275

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	利用者の心身の状況、生活環境に応じて、利用者の意向に基づき、居宅サービス計画等を作成するとともに、適切な介護サービスが確保されるよう、サービスの連絡調整を行う。
運営の方針	1. 利用者が要介護状態等になっても、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう協力・援助する。 2. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った援助を行う。 3. 利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は事業者に不当に偏することのないよう、公平中立に行う。

4. ご利用事業所の職員体制

職 種	員 数	勤務の体制及び職務内容
管理者 (主任介護支援専門員)	1	<p>常勤兼務(介護支援専門員) 日勤 1 午前 8 時 30 分～午後 17 時 30 分</p> <p>1 管理者は、当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員その他の従事者の管理及び居宅介護支援の利用の申し込みに係わる調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。</p> <p>2 管理者は事業所の介護支援専門員その他の従事者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。</p> <p>3 管理者は状況によって介護支援専門員として従事する。</p>
介護支援専門員	4	<p>常勤専従 3 名 常勤兼務 1 名(管理者) 日勤 1 午前 8 時 30 分～午後 17 時 30 分 ただし業務の状況に応じて増員する。なお、当該増員について非常勤の者を充てることができる。</p> <p>1 利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して援助に努める。</p> <p>2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、施設等の多様なサービスや事業者の連携を得て、総合的かつ効果的に介護計画を提供されるよう配慮して行う。</p> <p>3 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。</p> <p>4 事業の運営に当たっては、下関市、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携に努める。</p> <p>5 利用者の要介護認定等に係る申請に対して、利用者の意志を踏まえ、必要な協力を行う。また、要介護認定等の申請が行われているか否かを確認し、その支援も行う。</p> <p>6 上記の他「下関市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 26 年条例第 78 号）」を遵守する。</p>

5. 営業時間

営業日	月曜日から金曜日 (国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く)
営業時間	平日 午前 8 時 30 分から午後 17 時 30 分 ※営業日・営業時間以外でも電話連絡・相談をお受けします。

6. 通常の事業の実施地域

旧下関市の区域(離島は除く)

7. 提供するサービス(居宅介護支援)の内容とその提供方法

1) 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成と各サービス提供事業者との連絡調整

担当の介護支援専門員はご利用者の居宅に訪問し、ご利用者及びその家族に面接して課題分析(アセスメント)を行います。

アセスメントに基づいて居宅サービス計画の原案を作成し、居宅サービスに位置付けたサービス担当者との会議(サービス担当者会議)を開催します。サービス担当者会議後に居宅サービス計画の原案の内容について、ご利用者又はその家族に説明し、ご利用者の文書同意を得ます。その後居宅サービス計画をご利用者と担当者に交付し、居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所等から個別援助計画の提出を求めます。

ケアプラン作成において、担当の介護支援専門員はご利用者やその家族に対して、ご利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であることを説明し、また、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを説明します。

2) サービスの実施状況の継続的な把握及び評価

介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、ご利用者の居宅訪問し、ご利用者に面接する頻度を少なくとも月に1回とし、ご利用者及びそのご家族、指定居宅サービス事業者等との連携を継続的に行うことにより、居宅サービス計画の実施状況の把握を行い、その結果を記録することをご利用者の課題把握を行い必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整、その他便宜の提供を行います。

3) 給付管理

介護保険を使って受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類などについて調整し、またサービスが居宅サービス計画に基づき提供されているかなどを確認し、毎月保険の給付管理表を作成し、国民健康保険組合に提出します。

4) 要介護(要支援)認定申請等に対する協力、援助

ご利用者の要介護認定、要支援認定の更新申請及び身体の状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力、援助を行います。

5) 相談の対応

ご利用者からの相談、要望、苦情等について、窓口を設け誠意をもって対応し、今後のサービスの充実に活かします。

8. サービス利用割合の説明

指定居宅支援の提供の開始に際し、あらかじめご利用者に対して、以下の内容について文書を交付して説明し、理解したことについてご利用者より署名を得ます。

- ・ 前 6 月間に当指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護(以下「訪問介護等」という)がそれぞれ位置づけられた居宅サービス計画の数が占める割合
- ・ 前 6 月間に当指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問

介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合(上位3位まで)

9. プライバシー(個人情報)の保護

介護支援専門員その他従事者(退職者含む)が、正当な理由なく、その業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密は漏らしません。また、そのための必要な措置として、介護支援専門員に対して雇用時に秘密保持に関する誓約書を徴収しています。

職員であった者に業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とします。

サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いる場合はご利用者の同意を、ご利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を文書で得ます。

10.利用料金等

1)利用料

地域単価（その他）		1 単位：10 円
<u>基本報酬単価</u>		
居宅介護支援費（I・i） （取扱件数が 45 件未満）	要介護 1・2 要介護 3・4・5	1,086 単位／月 1,411 単位／月
居宅介護支援費（I・ii） （取扱件数が 45 件以上 60 件未満）	要介護 1・2 要介護 3・4・5	544 単位／月 704 単位／月
居宅介護支援費（I・iii） （取扱件数が 60 件以上）	要介護 1・2 要介護 3・4・5	326 単位／月 422 単位／月
※ 45 件・60 件以上超過部分のみに適用		
<u>加算要素</u>	初回加算	300 単位／月
	退院・退所加算（カンファレンス参加無：連携 1 回）	450 単位
	退院・退所加算（カンファレンス参加無：連携 2 回）	600 単位
	退院・退所加算（カンファレンス参加有：連携 1 回）	600 単位
	退院・退所加算（カンファレンス参加有：連携 2 回）	750 単位
	退院・退所加算（カンファレンス参加有：連携 3 回）	900 単位
	入院時情報連携加算（I）	250 単位／月
	入院時情報連携加算（II）	200 単位／月
	特定事業所加算（I）	519 単位／月
	特定事業所加算（II）	421 単位／月
	特定事業所加算（III）	323 単位／月
	特定事業所加算（A）	114 単位／月
	特定事業所医療介護連携加算	125 単位／月
	緊急時等居宅カンファレンス加算	200 単位／月
	ターミナルケアマネジメント加算	400 単位／月
	通院時情報連携加算	50 単位／月
	介護職員等処遇改善加算	所定単位数の 2.1%
	※ 令和 8 年 6 月介護報酬改定に伴い適用	
※ 別紙加算算定要件該當時に適用		

<u>減算要素</u>	特定事業所集中減算（特定事業所の割合が 80%以上である場合） 200 単位
	運営基準減算（モニタリング記録等を 1 ヶ月以上記録していない場合等） 基本単位数の 50%を算定 これが 2 ヶ月以上継続している場合 算定しない

介護保険が適用される場合は全額介護保険から給付されますので、利用料を支払う必要はありません。
ただし、ご利用者が保険料の滞納等により保険が支払われない場合は、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所が発行する指定介護支援事業提供証明書をもって、差額の払い戻しを受けていただくことになります。

通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収します。なお、

自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。

- 一 通常の事業の実施地域を超えた時点から居宅までの距離が、片道50Km未満
1,000 円
- 二 通常の事業の実施地域を超えた時点から居宅までの距離が、片道50Km以上
2,000 円

前二項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとします。

11. 料金の支払い時期と支払い方法

1) 支払い時期

前記9の1)の利用料の支払いが必要な場合は月ごとの精算とし、翌月10日までに請求をいたしますので、その月内にお支払い下さい。その他の諸費用は、その都度お支払い下さい。

2) 支払い方法

口座引き落とし、または現金でお支払い下さい。

12. 利用料、諸費用の滞納について

利用料、その他の諸費用の支払いについて、支払い期日から遅延し、さらに支払いの催促から30日以内にお支払いがない場合、契約を解除した上で、未支払い分をお支払いいただくことがあります。

13. 介護支援専門員の変更

担当の介護支援専門員の変更については、お気軽に当事業所にご相談下さい。

14. 苦情申立窓口

次のことについて、ご相談や苦情がございましたら、ご遠慮なくお申し出下さい。

1) 当事業所が提供するサービスについて

2) 居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについて

提供した指定居宅介護支援に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとします。

済生会貴船福祉ケアセンター	所在地 下関市貴船町三丁目4-1 電話番号 083(223)0261 苦情解決責任者(職名) 所長 (氏名) 萩原 耕太郎 苦情受付窓口(担当者) (職名) 在宅支援部科長 (氏名) 大瀬良 泰 三 (職名) 入所支援部科長 (氏名) 宇都宮 ひとみ 受付時間 8:30~17:30
下関市福祉部 介護保険課事業者係	所在地 下関市南部町1番1号 電話番号 083(231)1371 FAX 083(231)2743 受付日時 8:30~17:15 (このうち、窓口対応時間は9:00~16:30) (土、日、祝日、年末年始を除く)
山口県国民健康保険団体連合会	所在地 山口市朝田1980番地7 国保会館 電話番号 083(995)1010 FAX 083(934)3665 受付日時 9:00~17:00 (土、日、祝日、年末年始を除く)
山口県社会福祉協議会 山口県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地 山口市大手町9番6号 電話番号 083(924)2837 受付時間 8:30~17:15

15. 事故発生時の対応

- 1) ご利用者に対する居宅介護支援事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 2) ご利用者に対する居宅介護支援事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- 3) 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

16. 医療と介護の連携の強化

- 1) ご利用者が入院時に担当の介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供します。
- 2) ご利用者が医療系サービスの利用を希望している場合等は、ご利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求め、この意見を求めた主治の医師等に対してケアプランを交付します。
- 3) 訪問介護事業所等から伝達されたご利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握したご利用者の状態等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

17. 虐待の防止について

当施設は、利用者の尊厳維持、虐待の未然の防止、早期発見等の為、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止に係る責任者を選定します。

責任者【役職】所長 【氏名】萩原 耕太郎

- (2) 虐待の防止のための従業者に対する研修を年2回以上実施します。
- (3) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (4) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年4回開催します。

また当施設は、虐待又は虐待を疑われる事案が発生した場合は、速やかに市へ通報します。

18. その他

介護支援専門員は、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあっては、その理由の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市町村に届け出します。

加算算定要件

1. 初回加算

- ①新規に居宅サービス計画を作成する場合。
 - ②要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合。
 - ③要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合。
- ※運営基準減算に該当する場合は、算定不可。
※暦月過去2ヶ月以上、居宅介護支援費を算定しておらず、当該利用者に対して居宅サービス計画を作成した場合。

2. 退院・退所加算（カンファレンス無・有：連携1～3回）

医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において退院・退所にあって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合。

ただし、「連携3回」を算定できるのは、そのうち1回以上について、入院中の担当医等との会議（退院時カンファレンス等）に参加して、退院・退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に限る。

※入院又は入所期間中につき1回を限度。また初回加算との同時算定不可。

※この場合のカンファレンスとは、診療報酬の算定方法別表第1医科診療報酬点数表の退院時共同指導料2の注3の要件を満たすもの。

3. 入院時情報連携加算

（Ⅰ）

利用者が病院又は診療所に入院した日のうちに、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

※入院日以前の情報提供を含む。

※営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

（Ⅱ）

利用者が病院又は診療所に入院した日の翌日又は翌々日に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供していること。

※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

（Ⅰ）（Ⅱ）の同時算定は不可。

4. 特定事業所加算（Ⅱ）

- ①専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を配置していること。

※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。

②専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。

※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある指定介護予防支援事業所の職務と兼務をしても差し支えない。

③利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催すること。

④24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保していること。

⑤当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。

⑥地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。

⑦家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていない。

⑧居宅介護支援費に係る運営基準減算又は特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。

⑨指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援の提供を受ける利用者数が当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員1人当たり45名未満（居宅介護支援費（Ⅱ）を算定している場合は50名未満）であること。

⑩（介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること（平成28年度の介護支援専門員実務研修受講試験の合格発表の日から適用）

⑪他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。

⑫必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。

5. 特定事業所医療介護連携加算

・前々年度の3月から前年度の2月までの間において、退院・退所加算の算定に係る病院等との連携の回数（情報の提供を受けた回数）の合計が35回以上であること。

・前々年度の3月から前年度の2月までの間において、ターミナルケアマネジメント加算を5回以上算定していること。

・特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを算定していること。

6. 緊急時等居宅カンファレンス加算

病院又は診療所の求めにより利用者の居宅を訪問しカンファレンスを行ない、必要に応じサービスの調整を行った場合。

7. ターミナルケアマネジメント加算

在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合。

8. 通院時情報連携加算

利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情

報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

9. 看取り期におけるサービス利用に至らなかった場合の評価

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったものの利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行う。

業務継続計画未実施減算

○以下の基準に適合していない場合

- ・感染症や非常災害の発生時におけるBCP（業務継続計画）を策定すること
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

※訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

高齢者虐待防止措置未実施減算

○虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合

- ・虐待防止検討委員会の開催※テレビ電話も可
- ・指針の整備
- ・研修の実施
- ・担当者の設置

身体的拘束等の適正化の推進

・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

居宅介護支援 サービス利用割合等 説明書

①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	30.9%
通所介護	42.5%
地域密着型通所介護	26.0%
福祉用具貸与	49.7%

②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与のサービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	貴船園ヘルパーステーション 25.8%	あいサービス下関 11.6%	ゴールデン・エイジ・サービス 11.6%
通所介護	デイサービス海と空 13.1%	デイサービス風の丘 11.2%	デイサービス笑笑歩 7.2%
地域密着型通所介護	貴船園デイサービスセンター51.0%	デイサービスセンターすずらん貴船 12.2%	デイサービス リアン 5.1%
福祉用具貸与	ホームケアサービス山口下関店 34.9%	ひまわり 30.9%	東武住販 6.4%

③判定期間 (令和7年度)

前期 (3月1日から8月末日)

後期 (9月1日から2月末日)

同意書

- 1 私は、済生会貴船福祉ケアセンターでサービスを受けるにあたり、必要となる情報を提供します。
- 2 提供した個人情報が、ケアプラン作成等のためのサービス連絡会議の資料として使用されることに同意します。
- 3 提供した個人情報が必要な場合、医師に対し提供されることに同意します。
- 4 提供した個人情報が必要な場合、居宅介護支援事業者に対し、提供されることに同意します。

令和 年 月 日

(利用者)

氏 名 _____
代 筆 者 _____
続 柄 _____

(代理人)

住 所 〒 _____

氏 名 _____
続 柄 _____

電 話 番 号 (_____) _____